

田辺市・橋本市での NPO 出張相談

和歌山県 NPO サポートセンターでは以下の2カ所です。毎月1回、NPO 出張相談会を開いています。NPO 法人設立・運営・役員変更・定款変更・認定 NPO 法人等に関する様々なご相談を受け付けています。ご利用は無料ですが、事前に各センターへ団体名・相談内容等をお知らせいただき、予約をお願いします。なお、1件あたりの相談時間は原則として1時間以内です。

田 辺 市

田辺市市民活動センター

- 相談日：原則毎月第2金曜日の10時半～16時
※3月の相談日は6日となります。
- 場 所：田辺市民総合センター 1F
- 相談予約電話番号：0739-26-9833 (FAX 同番号)
- 対 象：田辺市を中心とした紀南エリアで活動中、または活動しようとする団体

★上記とは別に、オンラインによるご相談、概ね5名以上のグループを対象とした県内出張 NPO 相談も実施しています。お気軽にお問い合わせください。

橋 本 市

橋本市市民活動サポートセンター

- 相談日：原則毎月第2水曜日の10時～16時
- 場 所：橋本市保健福祉センター 2F
- 相談予約電話番号：0736-33-0088 FAX：0736-33-0095
- 対 象：原則として橋本市内に拠点を置き活動中、または活動しようとする団体

和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

■ NPO 法人年度末実務講座

NPO 法人年度末実務講座をオンラインで開催します。事務所やご自宅などからも参加いただけます。

【日 時】 事業報告編 3月14日(土) 13:30～14:30
役員変更編 3月14日(土) 14:40～15:25

【場 所】 ZOOM オンライン

【参加費】 無料

事前申し込みをお願いします。当日参加できない場合もお申し込みをいただいた方を見逃し配信を実施します。



■ NPO サポートセンター事業アンケート

和歌山県 NPO サポートセンターでは、毎年3月にアンケートを実施しています。みなさまからのご回答を新年度の各種企画の参考にさせていただきます。お手数ですがご協力をいただきますようお願いいたします。回答はこちらから。



■ ご利用ください「印刷代行サービス」

和歌山県 NPO サポートセンターでは、長尺プリンタとカラー印刷機での印刷代行を実施しています。印刷代行のご利用には NPO サポートセンターの利用団体登録(無料)が必要ですので、まだの方は利用登録をお願いします。

【1】原稿ファイルと申込書を NPO サポートセンターにお送りください。印刷後、事務所にお送りします。

◆垂れ幕や横断幕の印刷をご希望の場合は、専用の Word または PowerPoint ファイルをご利用いただくか(よくあるサイズに設定したファイルは「わかやま NPO 広場」からダウンロードできます)、幅 610mm に合わせた原寸大の PDF データをご用意ください。

◆印刷機をご利用の場合は PDF ファイルで原稿をご用意ください。

◆Windows11 と Microsoft Office に付属していないフォント(書体)は NPO サポートセンターのパソコンでは再現できませんので、ご注意ください。

【2】料金を銀行振り込みでお支払いください。料金は①印刷費実費(1mにつき100～200円が目安)と②送料(印刷物の重さにより異なりますが、概ね1,200円程度)に③手数料700円(税込)を加えた額です。

申し込み方法などの詳細は「わかやま NPO 広場」に記載していますので、あらかじめご確認ください。また、時間には十分余裕をもってご利用ください。

お問い合わせは和歌山県 NPO サポートセンターまでお願いします (info@wakayama-npo.jp)。

■ 印刷用紙の予約について

和歌山県 NPO サポートセンターの印刷機をご利用で、①一度に1,000枚以上を印刷される場合、②封筒や A4 判以外の色上質紙を利用される場合、③ A4・A3 判高白色紙をご利用の場合は、在庫確保のため利用日の5日前を目途に事前にお知らせください。予約がない場合は用紙をご用意できないことがあります。

NPO に関するご相談は

和歌山県 NPO サポートセンター

(県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 9F)

TEL：073-435-5424 FAX：073-435-5425

メール：info@wakayama-npo.jp URL：https://www.wakayama-npo.jp/

受付時間：火曜日～土曜日 9:00～20:50 日曜日 9:00～17:30

休館日：月曜日・祝祭日・年末年始(12/29～1/3)

【指定管理者：認定特定非営利活動法人わかやま NPO センター】

和歌山県環境生活部 生活局 県民生活課

(和歌山県庁本館 2F)

TEL：073-441-2053 FAX：073-433-1771

メール：e0313002@pref.wakayama.lg.jp

URL：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/

[本紙は古紙再生率70%以上の再生紙を使用しています]

和 になろう 県内で市民活動を行う団体や人を紹介します NO.83 NPO 法人 near

新宮市を拠点に、医療的ケアの必要な子どもたちとそのご家族の支援をおこなっている NPO 法人 near 代表の加藤亜里沙さんにお聞きしました。

NPO 法人の立ち上げへ

加藤さんの次女は医療的ケア児として生まれました。医療的ケア児とは、日常的にたんの吸引や経管栄養などの医療的なケアが必要な子どものことをいいます。子どものケアの毎日で疲弊することもあり、「同じ境遇の保護者は地域にいるはず」と思いながらもその保護者と接する機会がほとんどありませんでした。そこで、医療的ケア児や重症心身障がい児者のほかその家族に対する支援を行いたい、医療的ケアの普及啓発活動などを通じて相互に支えあう社会の実現に寄与していきたい、という思いから2023年に NPO 法人 near を立ち上げました。

そばで寄り添う near の活動スタート

near は「近くに」という意味ですが、加藤さんは、医療的ケア児や重症心身障がい児者の近くに、また家族にも近くに寄り添うという意味で near にしたと語ります。活動



苗植えの体験

は2024年から本格的にスタート。親子のつながり、地域とのつながり、心の交流につながる活動を活発に行いました。親子で苗植え体験、地域の方々の防災活動、子ども食堂への参加、クリスマス会、創作アートイベント、ユニバーサルビーチ体験会の開催などを通して、いろんな方とのつながりが増えました。

医療的ケア児者を知らない方への啓発活動も

加藤さんは、子どもたちや保護者に寄り添う活動を展開していますが、地域社会に医療的ケア児者について知ってもらうために、啓発活動も行なっています。ケアしている保護者は外に出ることがはばかれる、勇気があるので外出できない保護者がほとんどです。もし外に出て子どもと一緒にいたら、何気



ユニバーサルビーチ体験

ない言葉をかけられて傷つくことも多く、ますます地域に出づらくなってしまいます。そこで、加藤さんは、県内外での医療的ケア児者についての講演会やワークショップに参加して、保護者と話すなかで、家族が外に出る機会が少ないことや、子どもたちにずっと寄り添うことで疲れがたまる保護者の心身をサポートする必要性をずっと感じていました。加藤さん自身もそう「保護者と子どもたちが外に出る機会を作っていくことで、保護者の心のケアにつながっていきます」と語ります。



クリスマス会

『me,near～わたしに寄り添う日～』の開催へ

医療的ケア児者への理解と協力のために、地域に信用できる方々とのつながりを時間をかけて作ってきた結果、外出のとき near がそばにいるから、支援してくれる方がいるから、「外出しよう」「外出したい」と思ってもらえるようになったといいます。

3月6日には日々ケアを行う保護者を対象としたイベントを那智勝浦町にて開催します。毎日、ケアを行う保護者に、美容師や料理人の協力を得て、メイクや料理を楽しむ時間を提供します。「わたし自身のために過ごす時間」を過ごすことで、心の緊張がゆるみ、自分自身を大切にできるひとときとなります。さらにこのイベントに参加した保護者同士の交流、出会いにもつながり、保護者の新しい可能性を見つける一助になれば、と語ってくれました。

NPO 法人 near <https://note.com/near0630>
<https://www.instagram.com/near0630/>

INDEX

表紙：NPO 法人 near

p.1：特集 NPO 法人・ボランティア団体の総会の開き方

p.2：新規設立 NPO 法人、助成金&公募情報

p.3：和歌山県 NPO サポートセンターからのお知らせ

特集 NPO 法人・ボランティア団体の総会の開き方

NPO 法人は毎事業年度に 1 回は総会を開く必要があります。任意団体でも規約において、年に 1 回総会を開催することを定めているケースが多くみられます。こうした総会はどのように開けばいいのでしょうか。

総会の開催方法を確認

NPO 法人の定款には、通常総会の招集や運営の方法などについて定めた条文があります。任意団体の規約でも同様のことが定められているかと思えます。まずは定款や規約の記載を確認しましょう。

一般的には、理事会や役員会で総会に諮る議案を事前に確認します。総会で決議しなければならない項目を事前に十分確認し、議案を作成してください。

総会の進行手順

総会の議長について、また定足数等についても定款や規約に定められているかと思えますが、一般的な進行は以下の通りです。

【1】司会者が総会の開会を宣言します

まず、総会が有効に成立しているかどうかを確認します。一般的には社員（正会員）総数の過半数の出席が必要です。表決委任（委任状）、書面表決がある場合は、その数も出席者数に含まれます。

インターネット会議で参加されている方については、総会会場と参加者の間で、映像と音声は双方向でやりとりできるか、十分確認してください。

【2】議長と議事録署名人を選任します

議長と議事録署名人は、その総会に出席されている社員（正会員）から選任します。議事録署名人の人数は定款や規約で確認してください。

【3】議案の審議をおこないます

議長の進行に基づき、事前に提案された議案を審議します。質問が出た場合は誠実に回答しましょう。

どれだけの賛成があれば議決されるのかは議案により異なります。一般的な議案の議決要件は出席者の過半数の賛成ですが、定款変更などの重要な議案は出席者の 3/4 以上の賛成が必要といったように議決要件が異なることがあります。

★総会で「動議」は発議できるの？

NPO 法人の総会では、総会に参加できず委任出席や書面表決された方の権利を守るため、①議案にはない理事の選任や解任、②新たな議案の提案、などのいわゆる「動議」は認められないとされています（定款に動議に関する定めがある場合を除く）。一方、議案の軽微な修正についての動議は認められるようです（参考／NPO なんでも質問箱 <https://www.npweb.jp/wforum/wforum.cgi>）。

【4】総会を閉会します

無事、すべての議案が議決された場合は総会を閉会します。仮になんらかの議案が議決されなかった場合は、改めて総会を開催することとなります。

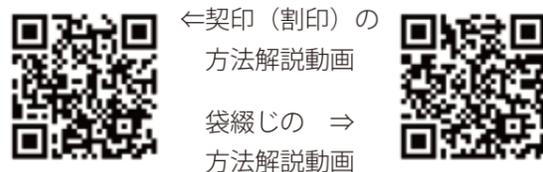
一部の議案が議決されず、事業計画や予算が成立しなかった場合は、定款の定めに基づき、前年度に準じた形で暫定的に事業を実施することができます。役員を総会で選任することになっている団体で役員が選任できなかった場合は、後任役員が選任されるまで暫定的に職務を継続することになります。

【5】議事録を作成します

総会が終わればできるだけ早く議事録を作成しましょう。なお、定款や規約の変更が議決された場合は変更された条文の新旧対照表を、役員を選任があった場合は、選任された役員全員のフルネームと新任・再任の別を、それぞれ議事録に記載しておきましょう（別紙や別表でも差し支えありません）。

★議事録に押印は必要？

最近は各種文書への押印を廃止する動きが広がっていますが、定款や規約に「議事録に記名（署名）押印する」という記載があれば、議事録への押印が必要です。複数枚にわたる場合はすべての綴じ目に「契印」を押印するか、袋綴じをしてください。



定款に押印の定めがない場合でも、NPO 法人が法務局に対して役員変更登記をする際に添付する「議事録」や代表権を有する理事の「互選書」には、原則として押印者全員の実印の押印と押印者全員の印鑑証明書の添付が必要と考えられます。なお、法務局に印鑑を登録している理事が総会の議長もしくは議事録署名人になり、①議事録の当該理事の氏名のところ、②互選書の当該理事の氏名のところ、①・②ともに法務局に登録している法人の実印を押印した場合は、他の方は認印で差し支えありません。

総会の準備は適切に

NPO 法人・ボランティア団体にとって、総会は団体の最高意思決定機関です。定款や規約を守りながら、できるだけ円滑な進行ができ、多くの賛同を得られるよう、理事会・役員会での議論を通じて準備を進めてください。

新規設立 NPO 法人

◎NPO 法人暮らしの未来（和歌山市）

2025 年 12 月 17 日認証 代表者 田村 富美

暮らしの未来は日々の生活の中で「生活の中で変だな」、「こうしたらもっと良くなる」と感じることをみんなで考え、社会に発信します。こ

助成金 & 公募情報

農業農村活性化支援モデル事業

【団体対象】 和歌山県内に所在する農村集落や生産組織等、県内に事務局のある特定非営利活動法人・非営利の社会貢献活動を行う活動団体（他にも条件あり）

【対象事業】 地域で取り組んでみたい地域保全活動（例）中山間地域における都市住民の援農支援、農地復元のための用水路・ため池の保全活動、農業用施設を活用した学習会の実施、古くからのむら行事を復活させるための農地を利用した取り組み、特産加工品の原料づくり等による遊休農地の活用、など

【助成金額】 事業期間 3 年の場合は 100 万円、2 年の場合は 80 万円、1 年の場合は 50 万円をそれぞれ上限。なお単年度の上限額は 50 万円または事業計画額のどちらか低いほうとなります。

【締め切り】 3 月 19 日（木）必着

【主 催】 和歌山県農林水産振興課 里地里山振興室

詳しくは里地里山振興室のウェブサイトをご覧ください。募集要項・応募用紙のダウンロードができます。ご質問等は県庁農林水産振興課の里地里山振興室もしくは各振興局農地課（東牟婁は農業水産振興課）へ

地域福祉を支援する「わかば基金」

【支援対象】 支援金部門…地域福祉活動を広げるために物品等をそろえたい NPO・ボランティア団体（法人格の有無は不問）

PC・モバイル端末購入支援部門…PC やモバイル端末を使用することで高齢者・障害当事者に役立ち、活動の充実を図れる NPO・ボランティア団体（法人格の有無は不問）

【支援内容】 支援金部門…上限 50 万円を 15～20 団体に助成 PC・モバイル端末購入部門…上限 10 万円を 30 団体程度に助成

【締め切り】 3 月 26 日（木）必着

【主 催】 社会福祉法人 NHK 厚生文化事業団

詳しくはウェブサイトをご覧ください。募集要項や応募用紙のダウンロードも可能です。 <https://www.npwo.or.jp/info/33053>

タカラ・ハーモニストファンド 自然保護活動・研究助成

【対象事業】 (1) 日本国内の森林・草原、木竹等の緑を保護、育成するための活動または研究 (2) 日本国内の海・湖沼・河川等の水辺の良好な自然環境を整備するための活動または研究 (3) 日本国内の緑と水に恵まれた良好な自然環境の保全及び創出に資するための活動または研究

このコーナーでは、前号発行以降に NPO 法人の新規設立認証を受けた NPO 法人をご紹介します。

のような発信を将来も継続的に続けていけるよう若い世代から高齢者まであらゆる年代の方々の参加を募集しております。

TEL 090-9118-1393

E-mail kurashinomirai2025@yahoo.co.jp

【助成金額】 総額 500 万円前後、10 件程度の採択を予定

【締め切り】 3 月 31 日（火）必着

【主 催】 公益信託タカラ・ハーモニストファンド

【備 考】 詳しくはウェブサイトをご覧ください。

<https://www.takara.co.jp/environment/fund/yoko.html>

振興局地域づくり支援事業

【対象団体】 市町村、一部事務組合などのほか、和歌山県に本拠を持ち県内で活動する NPO 等も対象

【対象事業】 ① 地域文化育成事業、② 地域資源活用事業、③ 地域交流事業、④ UJI ターン促進事業、⑤ 地域情報推進事業、⑥ ひとつづくり推進事業、⑦ 観光振興事業、⑧ 子育て支援事業、⑨ 住民福祉の増進や地域の活性化等地域振興上知事が特に必要と認める事業

【補助率】 補助対象経費の 1/2 以内（予算の範囲内）

【主 催】 県内各振興局 地域づくり部地域づくり課

募集期間は振興局により異なります。詳しくは、各振興局の地域づくり部地域づくり課ウェブサイト等でご確認ください。なお、補助対象外経費もありますので、ご注意ください。

お知らせ

メールマガジン配信登録受付中！

和歌山県 NPO サポートセンターでは毎月 1 日・15 日（休館日に重なる場合は翌開館日）にメールマガジンで、直近半月にいただいたイベントや助成金情報などのヘッドラインをお届けしています。

配信登録は右の二次元コードで受け付けています。ぜひご登録ください。



情報媒体をご活用ください

和歌山県 NPO サポートセンターでは、情報ブログのほか、各種 SNS でイベントや助成金等の情報を発信しています。みなさんからのイベント情報もぜひお寄せください。



イベント情報



助成金情報

サポセン SNS 随時更新中！



Facebook



X (旧 Twitter)



Instagram